

審査基準

令和8年4月1日作成

法 令 名：道路交法
根 拠 条 項：第51条の13第1項第1号ロ
処 分 概 要：講習課程修了者と同等以上の技能等を有する者の認定
原権者(委任先)：北海道公安委員会(各方面公安委員会)
<p>法令の定め：</p> <p>道路交法第114条(方面公安委員会への権限の委任)</p> <p>道路交法施行令第44条(権限の委任)</p> <p>確認事務の委託の手續等に関する規則第10条第1項から第3項まで(認定の基準及び手續)</p>
<p>審査基準：</p> <p>道路交法第51条の13第1項第1号ロの認定の基準は、確認事務の委託の手續等に関する規則第10条第1項に規定されているが、同項の「その技能及び知識を審査して行う」とは、原則として、駐車監視員資格者講習における修了考査と同程度の難易度の考査を実施することにより行うこととする。</p>
標準処理期間：30日
<p>申請先：申請書は、認定書の交付を希望する方面管内の警察署の交通課(係)に提出してください。</p>
<p>問合せ先：</p> <p>北海道警察本部交通指導課駐車対策センター違法駐車対策第一係(電話 011-251-0110)</p> <p>交付を希望する方面管内の方面本部交通課企画・指導係</p> <p>(管轄が函館方面の場合(電話 0138-31-0110))</p> <p>(管轄が旭川方面の場合(電話 0166-35-0110))</p> <p>(管轄が釧路方面の場合(電話 0154-25-0110))</p> <p>(管轄が北見方面の場合(電話 0157-24-0110))</p>
備考：